

鹿 児 島 県 公 報

平成26年 4 月 22 日（火） 第3001号の 4



鹿 児 島 県

発 行 鹿 児 島 県

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号

編 集 総 務 部 学 事 法 制 課

定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則

- 物品等又は特定役務の調達手続に関する鹿児島県契約規則の特例を定める規則の一部
を改正する規則（※） (会計課取扱い) 1

規 則

物品等又は特定役務の調達手続に関する鹿児島県契約規則の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年 4 月 22 日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

鹿児島県規則第30号

物品等又は特定役務の調達手続に関する鹿児島県契約規則の特例を定める規則の一部を改正する規則

物品等又は特定役務の調達手続に関する鹿児島県契約規則の特例を定める規則（平成7年鹿児島県規則第87号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に後段として次のように加える。

この場合において、資格がないと認めた者から請求があったときは、速やかに、当該資格がないと認めた理由を当該請求を行った者に書面により通知するものとする。

第3条第3項中「第1項及び前項」を「前2項」に改める。

第4条中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 令第167条の5第1項又は第167条の11第2項の規定により定めた資格に関する文書を入力するための手段

第6条中「のうち」の次に「最初の契約に係る一般競争入札の公告において当該最初の契約以外の契約に係る一般競争入札の公告をその入札期日（電子入札を認める場合にあつては、入札期間の末日）の前日から起算して少なくとも24日前までに行う旨を規定した場合における当該」を加える。

第8条中「のうち」の次に「最初の契約に係る指名の通知において当該最初の契約以外の契約に係る指名の通知を当該入札期日（電子入札を認める場合にあつては、入札期間の末日）の前日から起算して少なくとも24日前までに行う旨を示した場合における当該」を加える。

第9条中「同条第11号」を「同条第10号」に改める。

第12条第1号中「第6条第5号」を「第6条第6号」に改め、同条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 電子情報処理組織を使用して契約の手続を行う場合においては、当該電子情報処理組織の使用に関する事項

附 則

この規則は、公布の日から施行する。